

サーキット走行における規則

1 サーキット走行における遵守事項

サーキット走行をする際は、規則を熟知し、サーキットスタッフ、オフィシャルの指示に従わなければならない。

① 優先権

- 1) コース内は基本的にレコードライン（レコードラインとはより速く、安全に走る為の理想的な走行ラインをいう）を走行している者に優先権がある。
- 2) スロー走行車は、走行ラインを走行する者の妨げになってはならない。
スロー走行車とは、故障車両、初心者、ならし運転中の者、コース慣熟走行中の者をいう。スロー走行車は、基本的に正回り走行時にはコース左側、逆回り走行時にはコース右側を走行する。
- 3) ピットロードにおいては、ピットインしてくる車両に優先権がある。
- 4) 正回り走行時において、ピットアウトしてコースに復帰するドライバーは、ピット出口からストレート上のホワイトラインを跨ぐことなく T2 コーナーを過ぎるまでコース左側を走行しなければならない。
逆回り走行時において、ピットアウトしてコースに復帰するドライバーは、ピット出口から T9 コーナーまでのホワイトラインを跨ぐことなく T9 コーナーを過ぎるまでコース右側を走行しなければならない。
その間、走行ラインを変えて後方から近づく走行者の妨げになってはならない。
レコードラインへの合流は、十分な速度まで加速しなければならない。

② 走行中の厳守事項

- 1) シグナル及びフラッグシグナルを確認し、その指示に必ず従わなければならない。
- 2) 通常予測できない地点での不必要に行う急激な減速や走行ラインの変更はしてはならない。
- 3) いかなる場合も、逆方向への走行や規定外のコースを走行してはならない。
- 4) ストレートでは、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく変更することは禁止とする。
- 5) 他のドライバーの走行を妨害するような走行をしてはならない。

③ コースアウト・故障停止

- 1) コースアウト・トラック上車両停止
コースアウト、トラック上車両停止した場合は、後続車両の追突等の 2 次災害の防

止に努めなければならない。

状況判断により安全な場所に避難すること。オイルによるコースアウトやスピンの場合、後続車も同じ場所で続々とコースアウトしてくる可能性があるため、十分注意すること。

その際、エンジンをオフにして火災やガス漏れを防止する。

コースイン側で停止した場合は、ポストオフィシャルの指示があるまで、イン側の安全な場所で待機し、コースを横切ってはならない。

ガードレールの外に出るまで、ヘルメットを着用していなければならない。

コースアウト車両、スピン車両を目撃したら、オイル漏れ、ガソリン漏れの危険性があることを踏まえ、次の周回は十分注意して走行すること。

2) コースへの復帰

安全な場所にて、車両が走行可能か、又走行に危険のある部分の破損、重要保安部品の破損がないかを確認しなければならない。

オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の液漏れがないか確認し、漏れがあった場合は車両を安全な場所まで移動させ、コースへ復帰してはならない。

コース復帰の際、砂利、泥、草等でコース上が汚れることはないか確認し、タイヤに泥が付いている場合は、ライン上を走行はしてはならない。

後方を十分確認して、安全確保ができた後コースに復帰すること。

④ 車両トラブル

走行中車両トラブルに見舞われた場合は、後続車両の妨げにならないよう注意し、ピットに戻ることが出来る。しかし後方の安全を確認し、合図を出してから基本的にコース左側を走行し、ピットインすること。

- 1) コース上に液体を撒き散らす恐れがあるようなトラブルがあった場合は、ピットに戻ろうとせず、コースアウトして車両を安全な場所まで移動させ止めなければならない。
- 2) 車両は、自己責任の下安全装備等サーキットにて要求される仕様を満たし、完全に整備されていないといけない。

⑤ ピットイン

- 1) 正回り走行時においてピットインする車両のドライバーは、T7 コーナーを通過してからコース左側に車両を寄せ、安全確認をしながらホワイトラインの内側を走行し、ピットロードに進入しなければならない。

逆回り走行時においてピットインする車両のドライバーは、T6 コーナー付近からコース右側に車両を寄せ、安全確認をしながらホワイトラインの内側を走行し、ピットロードに進入しなければならない。

ピットロードの制限速度は40 km/h以下とする。

- 2) ピットエリア（停車位置）を走行することは禁止とされる。
- 3) ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置でピットロードからピットエリアに入り、できるだけ寄って停車しなければならない。

⑥ その他

- 1) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。
- 2) 走行前、走行中は、アルコール類、薬品（興奮剤等）の使用をしてはならない。

2 損害に対する責任

- 1) 自己の車両及び装備品が破損した場合、その責任は自己が負わなければならない。
- 2) 走行中、停止中に他車と接触し車両及び装備品が破損した場合、加害者を非難することなく、自己で責任を負わなければならない。
- 3) サーキットの付帯設備等を破損した場合は、当事者が責任を負わなければならない。
- 4) 走行に際して起こった負傷は、自らが責任を負うものとする。